

乳 幼 児 の 感 染 症 (うつる病気)

2023.4.1 訂版

総社市保育協議会・吉備医師会

病名	潜伏期間	感染可能期間	主要症状	登園基準	登園許可書	備考
インフルエンザ	1～2日	発症後約3日は感染力が強い	発熱、全身倦怠、関節痛、筋肉痛、咽頭痛、咳、鼻水	発症後（症状が出て）5日、かつ解熱後3日を経過してから	不要	
百日咳	6～15日	感染後約3週間（治療で短縮）	最初風邪のような咳、その後発作性の咳込みを反復	特有の咳が消失したとき、または5日間の抗菌剤による治療が終了したとき	要	医師により保健所への届け出が必要
麻疹（はしか）	10～12日	発疹出現の前後4～5日	最初2～3日風邪症状、発熱。その後さらに高熱、発疹が全身に広がる。	解熱後3日を経過し元気がよいとき	要	医師により保健所への届け出が必要
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	2～3週間	発症数日前～症状消退まで	耳下腺腫脹、発熱	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出て5日を経過し、かつ全身状態がよいとき	要	
風疹（三日はしか）	2～3週間	発疹出現数日前～後5～7日	発熱と同時に発疹、リンパ節腫脹	発疹が消失したとき	要	医師により保健所への届け出が必要
水痘（水ぼうそう）	11日～20日 （多くは14～20日）	水疱出現前1日～後6日	腹部、背中から全身に広がる丘疹（赤い斑点）が水疱、痂皮（かさぶた）へと変化する	すべての発疹が痂皮（かさぶた）になったとき	要	
咽頭結膜熱（プール熱）	5～7日	発症数日前～後約5日	発熱、咽頭痛、目の充血、目やに	解熱し、症状が消失して2日を経過してから	要	
結核	1ヶ月～数年		咳、発熱、全身倦怠	医師が感染の恐れがないと認めたとき	要	医師により保健所への届け出が必要
腸管出血性大腸炎	2～14日	多くは数日内	水様性下痢、血便、腹痛、発熱	主な症状が消失し医師が登園可能と認めたとき	要	ペロ毒素陽性の場合医師により、保健所への届け出が必要
流行性角結膜炎	1～2週間	発症後約2週間	目の充血、まぶたの腫れ、目やに	医師が感染の恐れがないと認めたとき	要	
急性出血性結膜炎	1～2日	発症後約1週間	流涙、目の充血、まぶたの腫れ	医師が感染の恐れがないと認めたとき	要	
溶連菌感染症	2～4日	咽頭に溶連菌が存在する間	発熱、咽頭痛、苺舌、全身の発疹	治療開始後2日を経過し症状が消失したとき	要	
ヘルパンギーナ	2～4日	発症前日～数日が感染力が高い（ウイルス排泄は4週間）	発熱、咽頭痛、咽頭に水疱	解熱し食事也十分できて元気がなったとき	不要	許可書は不要だが医師の診察を受け、許可を得ること
手足口病	3～5日	急性期（ウイルス排泄は2～4週間）	手足に丘疹（赤い斑点）、水疱、口内疹、口内痛	食事ができて元気がよければ登園可能	不要	許可書は不要だが医師の診察を受け、許可を得ること
伝染性紅斑（りんご病）	10～20日	感染後1週～10日（紅斑出現時は感染力はほとんどない）	風邪症状の約1週間後、両頬の紅斑、四肢、体幹にも広がることあり	紅斑出現時は元気がよければ登園可能	不要	許可書は不要だが医師の診察を受け、許可を得ること
感染性胃腸炎 嘔吐下痢症	1～数日	原因ウイルス、細菌による	下痢、腹痛、嘔吐、発熱	通常の便に近くなり食欲が回復したとき	不要	症状が強い場合は受診が必要
マイコプラズマ肺炎	2～3週間	2週間前後	頑固で長期にわたる咳、発熱	症状が改善し元気であれば登園可能	不要	許可書は不要だが医師の診察を受け、許可を得ること
伝染性膿痂疹（とびひ）	2～10日	水疱、びらん面（じくじくしたところ）がある間	皮膚に水疱ができ、破れてびらん面をつくる	医師が感染の恐れがないと認めたとき（範囲が狭く確実にガーゼで覆えるとき）	要	広範囲のときは登園不可
伝染性軟属腫（水いぼ）	2週間～6ヶ月		粟粒大から小豆大の小さいいぼ	合併症がなければ登園可能	不要	化膿したり、かゆみ強いときは治療を受ける
頭しらみ		成虫がいるとき	頭髮に虫卵が付着、頭のかゆみ	駆除に努めながら登園可能	要	医師の診察を受け、「1回は駆除済み」の証明を受け登園
突発性発疹症			発熱が2～4日続き、解熱後に発疹	解熱後元気であれば登園可能	不要	集団での感染は少ない